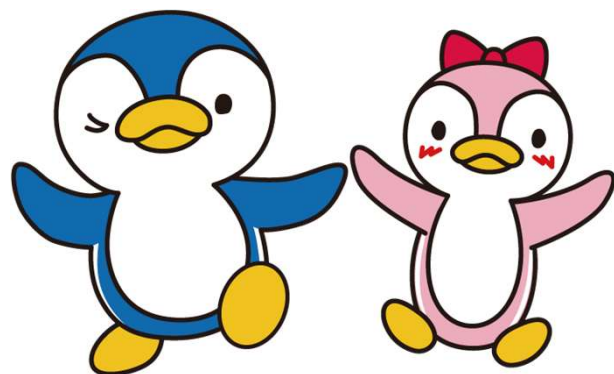


令和 7 年度 指導者資格等取得支援事業



公益財団法人東京都スポーツ協会
地域スポーツ課

1. 指導者資格等支援事業とは

◆趣旨・目的

地域の日常的なスポーツ活動の場である地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）に対し、指導者資格等を取得する際の受講料を支援することで、地域における指導者の確保、指導者の質の向上、組織基盤の強化を図り、学校部活動の地域連携・地域移行をはじめとする地域のスポーツ環境の整備や活性化につなげる。

◆事業内容

対象となる指導者資格等を新規に取得する際の受講料を支援する。

※教材費、登録料、更新料等の諸経費は除く。

※1クラブあたり年間20万円を上限、先着順とする。

※クラブ単位での申請とする。

2. 対象資格及び経費

以下の公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）公認のスポーツ指導者資格を**新規**取得する場合、もしくはJSPO主催の研修会・講習会を**新規**に受講した場合の**受講料**を対象とする。

スポーツ指導者基礎資格	・ スポーツコーチングリーダー（オンライン講習）（集合講習）
競技別指導者資格	・ スタートコーチ（競技別）（教員免許状所有者）
	・ コーチⅠ（公益財団法人日本サッカー協会公認C級コーチ・公益財団法人日本バスケットボール協会公認C級コーチを含む。）
フィットネス資格	・ スタートコーチ（ジュニア・ユース）
	・ ジュニアスポーツ指導員
マネジメント指導者資格	・ アシスタントマネジャー
	・ クラブマネジャー
アクティブチャイルドプログラム (JSPO-ACP)	・ アクティブチャイルドプログラム(JSPO-ACP)研修会
	・ アクティブチャイルドプログラム(JSPO-ACP)都道府県普及促進研修会
	・ アクティブチャイルドプログラム(JSPO-ACP)指導実践研修会
	・ アクティブチャイルドプログラム(JSPO-ACP)講師講習会
その他	・ 東京都スポーツ協会が認める資格

3. 対象者

申請クラブ関係者であり、次のいずれかに該当する者。
かつ資格の取得・登録がR7年4月又はR7年10月の者、
もしくはR7年度にアクティブチャイルドプログラム関連研修会・講習会等を受講した者。

◆クラブ内またはクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等の実績があり、今後も当該クラブでその見込みがある者。

◆R7年度中にクラブ内またはクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等を行う予定があり、その後も当該クラブでその見込みがある者。

4. 申請者

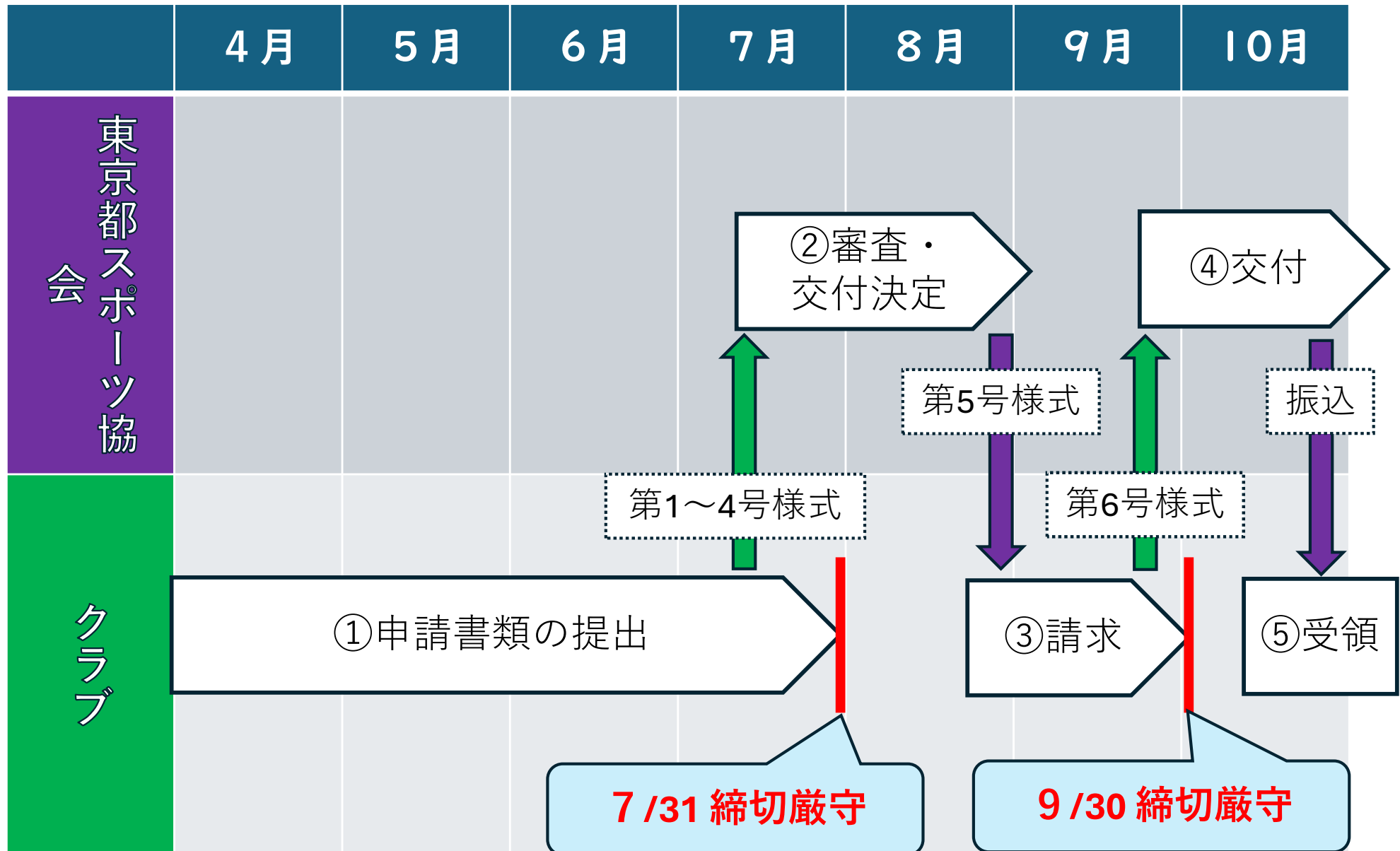
次の全てに該当する団体。

- ◆区市町村から東京都にクラブとして届出が完了している団体
- ◆申請書等の必要となる書類を適切に作成し、期限までに提出できる団体
- ◆領収書等の証拠書類を法定期間中適切に保管でき、経理処理が適正に行える団体

※申請は、資格取得者・研修会等受講者本人名義ではなく、クラブが行うこと。

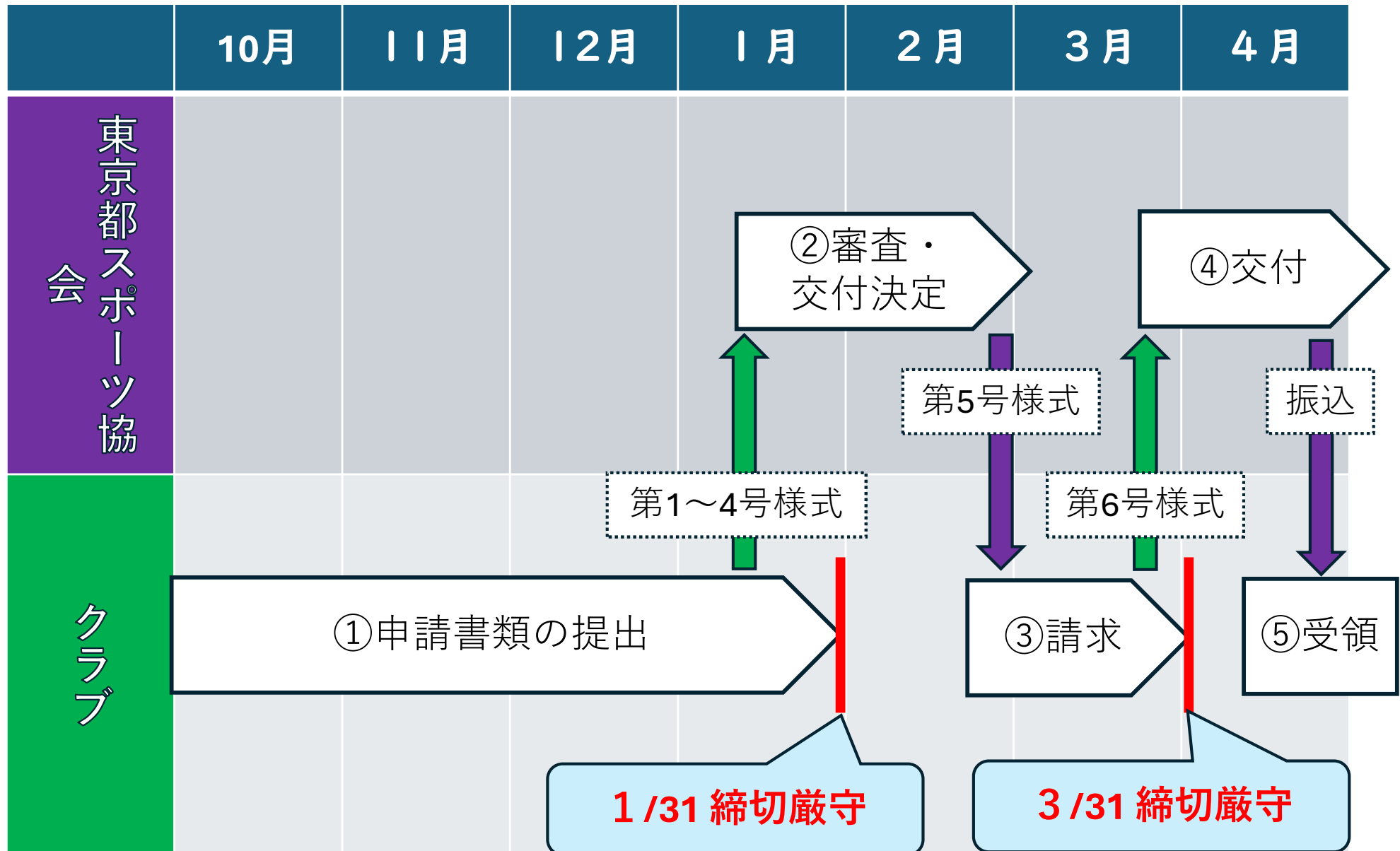
5. 事業の流れ

(1) **前期**：対象資格の取得・登録が**R7年4月**



5. 事業の流れ

(2) **後期**：対象資格の取得・登録が**R7年10月**



6. 会計及び事業の留意事項

- (1) 他の事業と会計を分けて執行すること。
- (2) 適正な会計管理を行うため、会計処理には複数の人に関わり相互チェックする等の体制を構築すること。
- (3) 領収書等の証明書類等は適正な会計処理に必要な要件を満たすよう整えること。
- (4) クラブでの補助金の管理は、通帳での資金管理とし、執行は可能な限り口座振込払いで行うこと。
- (5) 必要書類を、東京都スポーツ協会あてに郵送にて提出すること（メール提出不可）。
- (6) 事業に際し、個人情報を取り扱う場合などは関係法令及び各クラブの規定に基づき、適正な管理、運用を行うこと。
- (7) 東京都スポーツ協会に提出する書類は、クラブの控えとして、領収書等を含む全てをコピーし、保管すること。
- (8) 証明書類の添付内容等に不備がある場合、交付金の対象外となる。

7. 各資格の受講料（金額は参考）

資格名	共通科目			専門科目			特記事項
	受講料	支払先		受講料	支払先		
		JSPO	実施団体		JSPO	実施団体	
スポーツコーチングリーダー （オンライン講習）	¥15,400	○					
スポーツコーチングリーダー （集合講習）	★		○				実施団体により受講料が異なる
スタートコーチ （競技別 ※NF実施）	★		○				実施団体により受講料が異なる
スタートコーチ （教員免許状所有者）	¥2,200	○					
コーチⅠ	¥15,400	○		¥15,400 ※場合により★		○	競技特性等により専門科目の受講料が異なる場合あり
スタートコーチ （ジュニア・ユース）※スポ少	★		○	★		○	実施団体により受講料が異なる
ジュニアスポーツ指導員	¥15,400	○		¥19,800	○		
アシスタントマネジャー	¥15,400	○		★		○	専門科目は実施団体により受講料が異なる
クラブマネジャー				¥81,400	○		

★：実施団体により受講料が異なるため、開催要項等を添付すること。

8. 領収書等証明書類の留意事項

- (1) 申請時に資格取得経費の領収書等証明書類を提出すること。
- (2) 経費の支払者はクラブか資格取得者かを問わない。
- (3) 資格取得の講習会を実施する団体（以下「実施団体」という。）が発行する領収書「原本」を提出すること。

※JSPOへ支払った資格は、指導者マイページから領収書の発行可能。

- (4) 実施団体が領収書を発行できない場合は、支払いが確認できる書類（実施団体に入金したことがわかるもの）を用意すること。

※例：ATM利用明細、ネットバンキング（スクリーンショット）等

- (5) クレジット払いについては、ポイント付与の・還元が個人の利益に帰するため、助成割合が次のとおりとなる。

【法人名義】（クラブのカード）・・・100%助成

【個人名義】（対象者のカード）・・・95%助成

8. 領収書等証明書類の留意事項

(6) リファレンスブック・テキスト代等の教材費、オンライン学習利用料（スマートスタディ利用料）は受講料に該当しない。

(7) 受講料に検定料、JSPO受講管理料、教材費、オンライン利用料等を含む場合、内訳の確認できる開催要項等の書類を添付の上、「受講料」に該当する金額のみ計上すること。

(8) 「7. 各資格の受講料（金額は参考）」の★印がある資格については、領収書等の外、受講料が掲載されている開催要項も添付すること。

(9) アクティブチャイルドプログラム関連研修会・講習会の参加料は受講料に該当する。開催により金額が異なるため、参加料の掲載がある開催要項等の書類を添付すること。

東京都地域スポーツクラブ
令和7年度指導者資格等取得支援事業実施要項

6TSPO地第203号
令和7年4月1日施行

1 趣旨

本要項は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「東京都スポーツ協会」という。）が、東京都内の地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）に対して指導者資格を取得する際の受講料を補助し、指導者の確保、指導者の質の向上等を図ることにより、学校部活動の地域連携・地域移行をはじめとする地域のスポーツ環境の整備や活性化を目的とする「令和7年度指導者資格等取得支援事業」の実施に関して必要な事項を定める。

2 対象資格及び経費

（1）本事業の対象資格は、新規に取得する、次に掲げる公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者資格とする。

スポーツ指導者基礎資格	・スポーツコーチングリーダー
競技別指導者資格	・スタートコーチ（競技別）（教員免許状所有者） ・コーチ1（公益財団法人日本サッカー協会公認C級コーチ・公益財団法人日本バスケットボール協会公認C級コーチを含む。）
フィットネス資格	・スタートコーチ（ジュニア・ユース） ・ジュニアスポーツ指導員
マネジメント指導者資格	・アシスタントマネジャー ・クラブマネジャー
アクティブ チャイルド プログラム（JSP0-ACP）	・アクティブ チャイルド プログラム（JSP0-ACP）研修会 ・アクティブ チャイルド プログラム（JSP0-ACP）都道府県普及促進研修会 ・アクティブ チャイルド プログラム（JSP0-ACP）指導実践研修会 ・アクティブ チャイルド プログラム（JSP0-ACP）講師講習会
その他	・東京都スポーツ協会が認める資格

（2）本事業の対象経費は前項に定める資格における受講料とし、教材、登録料、更新に係る費用等は除くものとする。

3 対象者

本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ2（1）の規定に定める資格における日本スポーツ協会の登録が令和7年4月又は令和7年10月の者とする。

（1）クラブ内またはクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等の実績があり、今後も当

該クラブでその見込みがある者

- (2) 令和7年度中にクラブ内またはクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等を行う予定があり、その後も当該クラブでその見込みがある者

4 申請者

- (1) 本事業を申請しようとするクラブは、次の各号の全てに該当する団体とする。
- ①区市町村から東京都にクラブとして届出が完了している団体であること。
 - ②申請書等の必要となる書類を適切に作成し、期限までに提出できる団体であること。
 - ③領収書等の証拠書類を法定期間中適切に保管でき、経理処理が適正に行える団体であること。
- (2) 3の規定に定める対象者は、東京都スポーツ協会に直接申請を行わないものとする。

5 申請方法

- (1) 本事業の申請期間は別途東京都スポーツ協会が定める。
- (2) 本事業に申請するクラブは、以下の様式により申請するものとし、当該書類は、前項の申請期間内に郵送にて提出する。
- 「令和7年度指導者資格等取得支援事業申請書兼請求書」(別記第1号様式)
 - 「令和7年度指導者資格等取得支援事業資格取得者実績報告書」(別記第2号様式)
 - 「令和7年度指導者資格等取得支援事業確認書」(別記第3号様式)
 - 「令和7年度指導者資格等取得支援事業公金取扱者設置届出書」(別記第4号様式)

6 交付決定

- (1) クラブの申請について、東京都スポーツ協会はその内容を審査し、当該年度における対象を決定する。
- 当該決定を受けた事業は「令和7年度指導者資格等取得支援事業」の補助金(以下「補助金」という。)の交付対象とする。
- (2) 東京都スポーツ協会は、前項に定める審査の結果、適当と認めるときは、「令和7年度指導者資格等取得支援事業交付決定通知書」(別記第5号様式)によりクラブに対し通知する。
- (3) 東京都スポーツ協会は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

7 補助金の交付額

補助金は1クラブ当たり年間20万円を上限とし、予算の範囲内において補助するものとする。

8 クラブの責務

本事業に申請するクラブは、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) クラブは、本事業の補助金が税金で賄われているものであることを留意し、東京都スポーツ協

会が定める「東京都地域スポーツクラブ 令和7年度指導者資格等取得支援事業 一事務の手引き」（以下「事務の手引き」という。）に従って適正に使用しなければならない。

（２）クラブは、補助金を取り扱うに当たり、東京都スポーツ協会に対し、適正な補助金の使用について、確認したことを届け出なければならない。

（３）クラブは、公金取扱者を設置し、東京都スポーツ協会に届け出なければならない。

9 補助金の交付請求

（１）補助金の交付を受けようとするクラブは、6（２）の規定による通知を受けた後、「令和7年度指導者資格等取得支援事業請求書」（別記第6号様式）を東京都スポーツ協会に提出すること。

（２）東京都スポーツ協会は交付請求の内容を審査し、適正であると認めたときは、6（２）の規定によりクラブに通知した補助金額を、クラブが管理する口座に支払うものとする。

10 決定の取消し等

（１）東京都スポーツ協会は、クラブが次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容を変更することができる。

① 偽りその他不正の手段を用いたとき。

② 事業以外の用途に使用したとき。

③ その他、東京都及び東京都スポーツ協会が必要と認めたとき。

（２）前項の規定については、6の規定により補助金額の確定を行った後においても過年度に遡り適用することとし、当該補助金の返還を求めることとする。

11 経理処理

クラブは、対象事業の経理について対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後より、法定期間保存しておかななければならない。

なお、補助金の対象経費については、領収書等の証拠書類を保管の上、事業完了後、18の規定に定める事業報告の提出書類に添えて、その原本を東京都スポーツ協会に提出すること。

12 状況報告等

東京都スポーツ協会は必要に応じて、クラブに対し対象事業の進捗状況に関する報告を求め、又は会計帳簿等の検査を行うことができる。その際、クラブは東京都スポーツ協会の求めに応じて誠実に対応しなければならない。

13 事業の実施

クラブは、本事業の実施に当たり支払等をする場合、法令の定めに準拠しなければならない。

14 違約加算金及び延滞金

（１）東京都スポーツ協会が10（１）①の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を 取消

し、クラブに返還を命じた場合においては、クラブはその命令に係る補助金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

- （2）東京都スポーツ協会が10（1）②、③の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、クラブに返還を命じた場合で、クラブがこれを期日までに納付しなかったときは、クラブは納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- （3）クラブは、14（1）の規定の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

15 補助金申請の一時停止等

東京都スポーツ協会は、10（1）の規定に基づき交付決定の取消しを行ったときは、クラブに対し、当該処分を行った年度の翌年度から5年以内で、当事業及び東京都が別に指定する東京都スポーツ推進本部実施のスポーツ関連事業における補助金・分担金の受給対象者から除外することができる。

16 個人情報の取扱い

- （1）クラブ及び本事業を連携して実施する団体（以下「クラブ等」という。）は、本事業の実施に伴って取得した個人情報を各々が保有する個人情報として適正に管理すること。
- （2）クラブ等は、各々が保有する個人情報を相互に共同して利用する場合においては、共同して利用する個人情報の項目、共同利用する旨、共同利用の目的、及び当該個人情報の管理について責任を有するものについて予め当該個人情報の本人が知ることができるよう措置すること。
- （3）クラブ等は各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行うこと。
- （4）クラブ等の故意又は過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担により、これを解決すること。
- （5）クラブ等が、他の団体の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該団体に文書で報告すること。
- （6）クラブ等は、対象事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等に予め定められた保存年限に従って保管した後、適正に破棄すること。

17 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

クラブは、対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、第7号様式により速やかに東京都スポーツ協会に報告しなければならない。

なお、東京都スポーツ協会に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

<別記様式>

- 第1号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業申請書
- 第2号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業資格取得者実績報告書
- 第3号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業確認書
- 第4号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業公金取扱者設置届出書
- 第5号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業交付決定通知書
- 第6号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業請求書
- 第7号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定について（報告）

東京都地域スポーツクラブ

令和 7 年度

指導者資格等取得支援事業

－ 事務の手引き －

令和 7 年 4 月

公益財団法人東京都スポーツ協会

目 次

« はじめに »	1
1 事業概要	2
2 事業実施の流れ（スケジュール）	3
3 補助対象資格	4
4 補助対象経費	4
5 補助金額	4
6 対象者	4
7 申請者	5
8 会計管理及び事業の留意点	5
9 領収書等証明書類について	5
10 各資格の受講料	6
11 JSPO 指導者マイページからの領収書印刷について	7
12 各様式の記入例（ポイント解説）	8

～ はじめに ～

本事業は、東京都の公金（税金）を使って行うものです。

このため、本事業においては、目的に沿った事業の実施と、補助金が適正に使われたことを外部へ説明できることが必要です。

補助金が公金（税金）であることを十分に認識し、適正な執行と管理に努めていただきますようお願いいたします。

●補助金事業について ＜事業を適正に執行する上で次のポイントが重要です。＞

- （１）補助金等が決められた事業目的に使用されていること
- （２）補助金が補助金の対象となる経費（内容）に適正に使用されていること
- （３）他の事業と区分して会計が管理されていること
- （４）補助金等の収支記録及び使途を証明する書類が適正に整っていること
- （５）事業各種書類の手続きが期限内に適切に行われていること

●確認書と公金取扱者設置届出書

公金が基となる事業であることから、事業実施にあたり、諸項目の確認をするため、確認書を提出いただきます。また、同様に、公金の取扱者を設置し、適正な経費の管理を行っていただきます。

●本事業の東京都への報告及び監査

東京都スポーツ協会では、各クラブの提出書類内容を精査し、取りまとめ、東京都に報告書を提出します。その報告書の提出後、事業の翌年度以降に東京都から監査を受けます。その際不備が指摘された場合は、**補助金額の確定にかかわらず補助金の返還を求められることがあります。**

【提出・問い合わせ先】 公益財団法人東京都スポーツ協会 事業部 地域スポーツ課

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 10階

電話 03-6804-1472 E-MAIL info@club-tokyo-sports.jp

●要項・手引き・各様式は「サポートネット」に掲載しています。 <https://club-tokyo-sports.jp/>

●スポーツ事業の会計処理に関するコンプライアンス通報窓口

スポーツ事業の会計処理や補助金等の利用方法等の一層の適正化と、健全性を確保するため、スポーツ事業の会計処理に関するコンプライアンス相談窓口を設置しています。 <https://www.tokyo-sports.or.jp/tsuuhou.html>

1 事業概要

事業目的	本事業は、地域の日常的なスポーツ活動の場である地域スポーツクラブに対し、指導者資格を取得する際の費用（受講料）を補助することで、指導者の確保や質の向上等を図り、地域のスポーツ環境を整備・活性化することを目的とした事業です。
申請期間	【 前期 】 令和7年4月1日～令和7年7月31日 【 後期 】 令和7年10月1日～令和8年1月31日
申請者	以下、全ての事項に該当する都内地域スポーツクラブ (1) 区市町村から東京都に地域スポーツクラブとして届出が完了している団体 (2) 申請書等の必要となる書類を適切に作成し、期限までに提出できる団体 (3) 領収書等の証拠書類を法定期間中適切に保管でき、経理処理を適正に行うことができる団体
対象資格	クラブ関係者が（公財）日本スポーツ協会公認指導者資格（以下の資格）を新規に取得した際、及び（公財）日本スポーツ協会主催の研修会・講習会を新規に受講した際の「受講料」（教材費、登録料等を除きます。）を対象経費とします。 ・スポーツコーチングリーダー（オンライン講習）（集合講習） ・スタートコーチ（競技別）（教員免許状所有者） ・コーチ1（公財）日本サッカー協会公認C級コーチ・（公財）日本バスケットボール協会公認C級コーチを含む。 ・スタートコーチ（ジュニア・ユース） ・ジュニアスポーツ指導員 ・アシスタントマネジャー ・クラブマネジャー ・アクティブチャイルドプログラム関連研修会・講習会 ・その他（詳細は、「3 補助対象資格」を参照）
対象者	申請クラブ関係者であり、次のいずれかに該当する者。 なおかつ、対象資格の取得・登録が令和7年4月又は令和7年10月の者若しくは令和7年度に対象研修会等を受講した者。 (1) クラブ内又はクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等の実績があり、今後も当該クラブでその見込みがある者 (2) 令和7年度中にクラブ内又はクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等を行う予定があり、その後も当該クラブでその見込みがある者
交付金額	年度内（前期・後期合わせ） 1クラブ 上限 200,000 円 （先着順。予算上限に達した場合は、年度途中で終了。）
提出書類	第1号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業申請書 第2号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業資格取得者実績報告書 第3号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業確認書 第4号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業公金取扱者設置届出書 第6号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業請求書 第7号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定について（報告） 上記のほか、資格取得の受講料の支払に関する証明書類（※） （※ 場合により受講料掲載の開催要項等を添付）

2 事業実施の流れ（スケジュール）

年度内に2回の申請時期（前期・後期）があります。

原則として、該当の資格を取得した直近の時期に申請してください。【提出は期限厳守】

（下表 ☆はクラブに該当する項目です）

前期	後期	事項	内 容
4/1 ～7/31	10/1 ～1/31	交付 申請 (☆)	クラブは、期限までに以下の書類を提出 【締切：（前期）7月31日／（後期）1月31日】 第1号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業申請書 第2号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業資格取得者 実績報告書 第3号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業確認書 第4号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業公金取扱者 設置届出書
8/1 ～8/31	2/1 ～2/28	審査 交付額 通知	（提出された申請書等を審査） （審査結果、補助金の概算交付額をクラブへ通知）
9/1 ～9/30	3/1 ～3/31	交付 請求 (☆) 補助金 交付	クラブは交付請求書を提出 第6号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業請求書 （クラブの指定口座へ交付）

●注意事項●

- (1) 不明点等について、電話又はメールにて確認させていただくことがあります。
連絡があった場合は、お早めにご対応をお願いします。
- (2) 東京都スポーツ協会に提出する書類は、クラブの控えとして、領収書等を含む全てをコピーし、保管してください。
- (3) 提出書類作成の際、手書き部分は ボールペン で記入をしてください。
（鉛筆や消せるペン等で作成した場合、再提出となります。）
- (4) 必要書類に押印する印鑑等については、以下のとおりとしてください。
 - ① 押印欄には、法人印又はクラブ代表者の印を押印する。
 - ② 「代表者職氏名」には、クラブの代表者（会長、理事長等）の氏名を記入する。
- (5) 審査のうえ概算交付額を決定しますので、申請金額と異なる場合があります。
特に、支払に関する書類の内容を確認のうえ、提出してください（P5 参照）。

3 補助対象資格

以下の（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「J S P O資格」といいます。）を新規に取得の場合、もしくは（公財）日本スポーツ協会主催の研修会・講習会を新規に受講した場合が対象です。なお、新規取得ではあるが、共通科目が免除となる場合も、専門科目分が対象です。

- ・スポーツコーチングリーダー（オンライン講習）（集合講習）
- ・スタートコーチ（競技別）（教員免許状所有者）
- ・コーチ 1（（公財）日本サッカー協会公認 C 級コーチ・（公財）日本バスケットボール協会公認 C 級コーチを含む。）
- ・スタートコーチ（ジュニア・ユース）
- ・ジュニアスポーツ指導員
- ・アシスタントマネジャー
- ・クラブマネジャー
- ・アクティブチャイルドプログラム関連研修会・講習会
- ・その他（※）

（※）本事業においては、J S P O 資格及び JSPO 主催の研修会・講習会であることを原則としています。
上記に該当のない資格等については、申請前に東京都スポーツ協会へ連絡のうえ、その可否を確認ください。東京都スポーツ協会が認めた場合は対象とします。（事前確認のないものは、対象とすることはできません。）

4 補助対象経費

補助対象経費は、上記 3 の J S P O 資格における受講料が対象です（教材、登録料、更新費用等は対象外）。

5 補助金額

補助金額は、1 クラブ当たり、一年度（前期・後期を合わせ）に 20 万円が上限です。

申請は先着順に受け付けます。

予算上限に達した場合は、年度途中で終了します。

6 対象者

申請クラブ関係者であり、次のいずれかに該当する者。

なおかつ、上記 3 の対象資格の取得・登録が令和 7 年 4 月又は令和 7 年 10 月の者若しくは令和 7 年度に上記 3 の対象研修会等を受講した者を対象とします。

- （１）クラブ内又はクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等の実績があり、今後も当該クラブでその見込みがある者
- （２）令和 7 年度中にクラブ内又はクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等を行う予定があり、その後も当該クラブでその見込みがある者

●注意事項●

当協会への申請は、地域スポーツクラブが行ってください（資格取得者、研修会等受講者本人名義では申請できません。）。

7 申請者

次の全てに該当する地域スポーツクラブが申請者です。

- (1) 区市町村から東京都に地域スポーツクラブとして届出が完了している団体
- (2) 申請書等の必要となる書類を適切に作成し、期限までに提出できる団体
- (3) 領収書等の証拠書類を法定期間中適切に保管でき、経理処理を適正に行うことができる団体

8 会計管理及び事業の留意点

- (1) 他の事業と会計を分けて執行してください。
- (2) 適正な会計管理を行うため、会計処理には複数の人が関わり相互チェックする等の体制を構築してください。
- (3) 領収書等の証明書類等は適正な会計処理に必要な要件を満たすよう整えてください。
- (4) クラブでの補助金の管理は、通帳での資金管理とし、執行は可能な限り口座振込払いで行ってください。
- (5) 必要書類を、東京都スポーツ協会あてに郵送にて提出してください（メール提出不可）。
- (6) 事業に際し、個人情報を取り扱う場合などは関係法令及び各クラブの規定に基づき、適正な管理、運用を行ってください。
- (7) 東京都スポーツ協会に提出する書類は、クラブの控えとして、領収書等を含む全てをコピーし、保管ください。東京都スポーツ協会とクラブの双方が、同一の書類を見ながら確認作業を行います。
- (8) 証明書類の添付内容等に不備がある場合、交付金の対象外となります。

9 領収書等証明書類について

本事業申請時には、資格を取得する際にかかった経費の領収書等証明書類を提出してください。

提出する際には、クラブの控えとして、申請書類一式（領収書を含む）のコピーを保管してください。

経費の支払者がクラブであっても、資格取得者であっても、以下の内容が確認できる書類を揃え、提出してください。

●注意●

受講料に「検定料」や「JSPO 受講管理料」を含む場合、要項の内訳を確認したうえで、「受講料」に該当する金額のみ対象金額として扱います。

- (1) **資格取得の講習会を実施する団体（以下「実施団体」といいます。）が発行する領収書「原本」を提出します。**

※JSPO へ支払をした資格は、指導者マイページから領収書の発行（印刷）が可能です（11 参照）。

- (2) **実施団体が領収書を発行できない場合は、支払いが確認できる書類が必要です。**

支払が確認できる書類とは、実施団体に入金したことがわかるもの。

（例）ATM 利用明細、ネットバンキング（スクリーンショットなど印刷）など

- (3) 上記(1)、(2)の書類のほか、**受講料が掲載されている開催要項などを添付する必要がある資格は、「10 各資格の受講料（金額は参考）」の※印がある資格です。**
- (4) クレジット払いについては、ポイント付与の・還元が個人の利益に帰する等の理由から、助成割合が、次のとおりとなります。対象者の書類内容で金額が異なることがあるので、ご注意ください。
- 【法人名義】（クラブのカード）・・・100%助成
- 【個人名義】（対象者のカード）・・・95%助成

10 各資格の受講料（金額は参考）

- 申請する対象者の資格と金額の内容として参考ください。
- 受講料が掲載されている開催要項等の取り寄せが必要となる資格は★印のある資格です。**
- なお、受講料に「検定料」や「JSPO 受講管理料」を含む場合、要項の内訳を確認して「受講料」に該当する金額のみ申請対象となります。**
- コーチ1の専門科目は、競技の特殊性で金額が異なる場合がありますのでご注意ください。
- 支払先がJSPOだった場合、「JSPO 指導者マイページ」より、領収書の発行が可能です。その方法は、次項を参照ください。（下表は令和7年2月現在の各資格における受講料）

資格名	共通科目			専門科目			特記事項
	受講料	支払先		受講料	支払先		
		JSPO	実施団体		JSPO	実施団体	
スポーツコーチングリーダー （オンライン講習）	¥15,400	○					
スポーツコーチングリーダー （集合講習）	★		○				受講料は実施団体により受講料が異なる
スタートコーチ （競技別 ※NF実施）	★		○				受講料は実施団体により受講料が異なる
スタートコーチ （教員免許状所有者）	¥2,200	○					
コーチ1	¥15,400	○		¥15,400 場合により★		○	競技特性等によって専門科目の受講料が異なる場合あり
スタートコーチ （ジュニア・ユース）※スポ少	★		○	★		○	受講料は実施団体により受講料が異なる
ジュニアスポーツ指導員	¥15,400	○		¥19,800	○		
アシスタントマネジャー	¥15,400	○		★		○	専門科目は実施団体によって受講料が異なる
クラブマネジャー				¥81,400 ※	○		※金額、JSPO確認中 （教材、検定込みのため）

リファレンスブック・・・教材です。受講料に該当しません。

専門科目テキスト・・・教材です。受講料に該当しません。

オンライン学習利用料（スマートスタディ利用料）・・・オンライン講習を利用する費用で受講料に該当しません。

※★印の欄は実施団体により受講料が異なります。（受講料の掲載がある書類を添付ください。）

ACP は開催により金額が異なるので、受講料の掲載がある書類を添付ください。

11 JSPO 指導者マイページからの領収書印刷

ならびに指導者登録番号 (My JSPO No.) について

※JSPO 指導者マイページは(公財)日本スポーツ協会の管理によるものです。

指導者マイページについて、本協会ではお問い合わせ対応はできません。

【領収書印刷 手順】

PC で、指導者マイページ(TOP)から

- ① 「指導者トップ」を開いていただき、
- ② 「講習会申込履歴」(PC 画面右下)のところから、受講された該当科目を選択(クリック)いただき、移動した次の画面で「領収書」ボタンをクリック

※注意

発行可能期間や、印刷回数など制限がある可能性があります。十分ご注意ください。

指導者マイページ全般に関するお問い合わせ先は(公財)日本スポーツ協会になります。

(公財)日本スポーツ協会 指導者育成部 TEL 03-6910-5812

～指導者マイページの画面～

SP^{ORT}
JSPO OFFICIAL LICENSE

登録番号: 0324850 相談 次郎 さん

トップページ
指導者トップ
お知らせ
指導者情報
更新研修
資格を取得する
書籍
サービス
マッチング
Q & A・お問い合わせ

1 情報

2025/01/30 【JSPO】カスタマーハラスメントへの基本方針を策定しました
2025/01/27 「登録番号」が「MyJSPO No.」へ変更になります
2024/07/26 2024年10月登録【重要：お詫びと訂正】郵便はがき「登録手続きのご案内」の誤植について
2024/01/16 スポーツ団体がバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の改定について
2023/01/05 公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト(2022年カリキュラム対応)販売開始

新着情報一覧

講習会申込履歴

0916_テスト
受講番号: 220CC04276

資格情報
▶資格情報の見方
ハンドボールコーチ 3 軟式野球コーチ 1

12 各様式の記入例（ポイント解説）

各様式の注意点などを掲載しますので、作成時に確認いただきますよう、お願いします（様式3・4は省略）。
 なお、下記同様の見本は、サポートネットにも掲載しますので、WEB 上でも確認できます。ご参考ください。

【第1号様式】

第1号様式

網掛けはプルダウンです

公益財団法人東京都スポーツ協会 理事長 殿

令和 7 年 10 月 10 日

クラブの代表者（会長、理事長等）の氏名と、法人印又はクラブ代表者の印を押印ください。

クラブ名： 新宿〇△クラブTSPO

代表者職氏名： 理事長 霞ヶ丘 育子

理事長印

対象者の取りまとめるクラブが、「対象者について右の①、②に該当するか確認したか」その状況を確認する欄です。対象者が、①、②に該当しているかは必ず確認のうえ、タブ選択してください。

令和7年度指導者資格等取得支援事業申請書【後期】

このことについて、下記のとおり申請いたします。

記

申請は、前期と後期の2期に分かれています。様式では、タブ選択となっているので、該当期を選択してください。

1 対象者について

確認	確認しました	以下の①・②のいずれかを前提とする者について、申請することを確認します。 ①クラブ内又はクラブが依頼を受け派遣する等の運営、指導等の実績があり、今後も当クラブでその見込みがある ②令和7年度中にクラブ内又はクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等を行う予定があり、その後も当該クラブでその見込みがある
----	--------	---

	クラブ内役職（役割等）	氏名	JSP0資格名 (コーチ1、スタートコーチ（競技別）は競技名称を入力)		資格登録 (年月)	申請金額（証明書類添付）	
						共通科目	専門科目
例	事務局長	東京太郎	コーチ1	バレーボール	R7 年 4 月	18,040	5,500
1	理事	東京 一郎	クラブマネジャー		R7 年 10 月	なし	81,400
2	クラブスタッフ	新宿 花子	コーチ1	バドミントン	R7 年 4 月	14,630	7,500
3					年 月		
					年 月		
					年 月		
					合計		¥103,530

対象者の個別内容を入力です。様式2との整合性が必要です。
 ★上記は4月登録者を「後期」で申請する事例です。4月登録の方で、前期の申請期間内に証明書類などが揃わず、後期に申請することも可能です。

*クラブマネジャー資格は共通科目がありません。「専門科目」に入力ください。
 *共通科目の免除で資格を取得された場合は、共通科目欄に「免除」と入力ください。

合計欄は自動計算です

2 申請金額
 上記1により 80,000 円を申請します。
 ※申請上限額（前期・後期の合計）は年度当たり200,000円です。

3 提出書類（該当に○印）

提出する様式 各種です。 整え、提出する 書類に○印を つけてください。	☐	申請書（様式1）本紙
	☐	資格取得者実績報告書（様式2）【申請人数分】
	☐	資格取得経費・証明書類（※）【申請人数分】
	☐	必要に応じて受講元発行の受講料が掲載された開催要項等の添付

※資格取得経費の対象は事務の手引きを参照のこと。

★前後期の合計20万円までが上限★
 前期に12万円の申請・交付の場合、
 後期では、8万円までの申請となります。

【第2号様式】

この様式では、対象者の資格取得の内容と、対象者のクラブでの経歴、学校部活動での経歴を確認するための報告様式です。記入方法は任意としますが、**対象者人数分の提出**が必須です。

第2号様式

令和7年度指導者資格取得助成事業 資格取得者実績報告書

クラブ名	新宿〇△クラブTSP〇		
対象者氏名	新宿 花子		
JSP〇資格について	資格名称	コーチ1	
	※スタートコーチ、コーチ1の場合 専門競技： バドミントン		
	登録・認定日	2025/4/1	
	登録番号 (MyJSP〇 No.)	0123456	
クラブ内の役職・役割			
クラブスタッフ			

様式1との整合性

●クラブでの状況（クラブ内の活動状況）

(例)	R4 年	1月～	クラブの「バドミントン教室」のアシスタントとして指導補助。
	R5 年	5月～	クラブの「バドミントン教室」の指導者となる。
	R5・6 年		週1の教室、年内の大会等バドミントン以外のスポーツ指導を行う予定。
記入欄	令和2年 4月～	これまで、クラブの教室などに参加してきたが、クラブ運営の手伝いを始める。また、バドミントン教室の補佐を行う。	
	令和4年 6月～	バドミントン教室の指導者となる。今後においてもバドミントンははじめ、クラブでのスポーツ指導を行う予定。	
	令和7年 4月以降	〇〇クラブで週に2回程度バドミントン教室の指導を予定。	

対象者のクラブにおける活動内容や見込内容を簡潔に記入ください。

*記入方法は任意です。入力が行が不足する場合は増やしてください。

●クラブ受託によりクラブ外での活動状況

クラブ活動場所でもある〇△中学校との間で、クラブに対し、令和8年スタートを目標に部活動の指導に関わることを調整中。（〇△中の複数部活、バドミントンを含む）
クラブ外部からの依頼をクラブが受け、対象者が携わった内容を記入ください。 見込についても記入ください。

●資格取得費用について

*「受講料」にあたる経費について記入ください。（テキスト、検定料などは対象外）

資格名		コーチ1		バドミントン	
	金額	支払方法	領収書等証明書類	要項添付	
(例) 共通	14,630	クレジットカード	JSP0領収書	なし	
(例) 専門	7,500	銀行振込	ATM利用明細	あり	
共通科目	クレジットカード決済の場合				
専門科目	①クラブの法人カード…費用全額				
合計	②個人のクレジットカード…金額の95%を金額計上（カード利用によるポイント加算の為）				

【領収書添付票】

この様式には、対象者の資格取得受講料の**支払に関する証明書類（原本）**又は**実施団体への支払が確認できる書類を添付**します。

- 貼り付ける際、大幅に折りたたまいと貼り付けできないものは、別で貼り付けてください。
- A4 サイズの証明書類は、添付票には貼り付けず、提出ください。
- 開催要項も同様に貼り付けは不要です。証明書類の後ろに位置して、提出ください。

令和 7 年度

領収書添付票

東京 花子 様		No.001
¥ 5,400		
但し、令和〇年度アシスタントマネジャー養成講習会・専門科目の参加料として		
令和〇年〇月〇日		
(公財)東京都スポーツ協会 印		

貼り付けると少しはみ出る ➡ 少し内側へ折って貼り付ける

※ 半分以上隠れてしまうなどのご遠慮ください。

※ クラブが保管するコピーは全体が見えるようにコピーし、保存です。

ATM ご利用明細票

取引日 〇年〇月〇日

振込口座番号 001234567

振込手数料 ¥ 200 振込金額 **¥ 7,500**

振込先

〇〇銀行〇〇支店

振込先名義人

〇〇県バドミントン協会

振込名義人

シンジユク ハナコ

受講者氏名

手引き「9. 領収書等証明書類について」の
(2)にある**支払いが確認できる書類は、
赤字が重要ポイントです。**

ATM の利用明細を例としていますが、これらが
掲載された内容の書類が証明書類となります。

また、実施団体による設定の場合は、その金額
根拠として、開催要項など受講料が掲載された
ものがが必要です。

(※手引き 9 及び 10 を参照)

令和7年度都民参加事業・シニアスポーツ振興事業 各種書類の提出期限について

■概算交付請求書

- 第1回概算交付請求期間（令和7年4月～6月に実施（開始）する事業）
➡交付決定通知着～6月20日（金）
- 第2回概算交付請求期間（令和7年7月～9月に実施（開始）する事業）
➡令和7年6月20日（金）～7月11日（金）
- 第3回概算交付請求期間（令和7年10月～12月に実施（開始）する事業）
➡令和7年9月1日（月）～9月22日（月）
- 第4回概算交付請求期間（令和8年1月～3月に実施（開始）する事業）
➡令和7年12月1日（月）～12月19日（金）

■事業実績報告書

事業終了後30日以内又は**令和8年3月15日まで**のいずれか早い日まで

書類の提出については**期限厳守**をお願いいたします。

諸事情により書類の提出が遅れる場合は**必ず事前**にご連絡ください。

令和7年度都民参加事業・シニアスポーツ振興事業 事業実施にあたっての留意点

- クレジットカード利用には、十分注意してください。
(**個人名義のカード**を利用した場合は**補助対象額**が**5%カット**されます)
- 謝金の支払は、原則**口座振込**払いです。(来年度からは必須です)
振込での支払いが難しい場合は**理由書**の提出が必要となります。
- クレジットカードの引き落とし日と口座振込の支払日は、**年度内(3/31)**までです。
令和8年4月1日以降の引き落とし、支払は補助対象外ですのでご注意ください。
- やむを得ず計画変更(日程・会場・実施種目・回数・参加費の有無の変更等)が必要となった場合は、**必ず事前に**担当までお知らせください。

補助金が公金(税金)であることを十分に認識し、ルールをご確認のうえ、適正な執行と管理に努めていただきますようお願いいたします。

◎ 事業実施前に**必ず「令和7年度事務の手引き」をよくご確認ください。**